

大阪狭山市未来に輝く教育のまち条例

(目的)

第1条 この条例は、大阪狭山市（以下「市」という。）の教育の振興に関し、保護者、市民、学校園及び市の連携及び協働による社会総がかりで取り組むことについて、その基本理念を定めることにより、未来に輝く教育のまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- (3) 市民 市内に居住する者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業活動その他の活動を行う者又は団体をいう。
- (4) 学校園 小学校、中学校、認定こども園等をいう。

(基本理念)

第3条 未来に輝く教育のまちづくりの推進は、次に掲げる基本理念に基づいて行われなければならない。

- (1) 生涯にわたり、誰もが家庭や地域社会、学校や職場といったそれぞれの場がかかわりあい、相互に人格と個性を尊重し支えあい、多様なあり方を認めあいながら幅広い知識や考え方を学びあうこと。
- (2) 主体的に人とのネットワークを幅広く育み、つながりの力を大切に支えること。
- (3) 前2号の自発的な活動を支援することにより、相互につながりを深めることで、人及び地域が輝くまちづくり及び教育をめざすこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の規定により策定する施策に市民の意見を十分に反映させるよう努

め、その実施に当たっては、より多くの理解と協力を得るよう努めるものとする。

3 市は、保護者、市民及び学校園がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援に努めるものとする。

4 市は、第8条の規定により、連携及び協働が図られるよう総合的な調整を行うものとする。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、家庭が子どもの健やかな育ちの基盤であることから、教育の第一義的責任を有する者として、子どもの発達の過程に応じて生きる力を育むことができるよう努めるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、教育への関心と理解を深めるとともに、教育の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(学校園の役割)

第7条 学校園は、一人ひとりの子どもが成長や発達の過程に応じて、主体的に学び、将来、社会において自立的に生きるための基礎を培うことができるように努めるものとする。

2 学校園は、子どもの安全を確保するとともに、子どもが安心して学び、及び育つことができる環境づくりに努めるものとする。

(連携及び協働)

第8条 保護者、市民及び学校園は、前3条に規定する役割を果たすに当たっては、相互に連携し、及び協働するよう努めるものとする。

(意見情報の共有)

第9条 市は、教育の振興に関する施策について説明をする責任を果たすため、教育に関する情報を積極的に提供するものとする。

2 市は、子どもの最善の利益を実現するために、子どもの意見を尊重し、これを聴き取るとともに、保護者、市民の意向を的確に把握し、教育の振興に関する施策に適切に反映させるよう努めなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。